料金後納
郵便

※開封前に宛名をご確認ください。
お受取り人と異なる場合は、開封せず下記お問合先までご連絡ください。

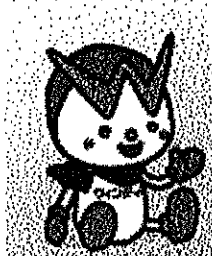
430-8652
浜松市中央区元城町１０３－２

浜松市議会　自由民主党浜松　様

002226#

1301

親展　ご利用料金のお知らせ



ウィンディ
浜松ケーブルテレビ株式会社
〒432-8021
静岡県浜松市中央区佐鳴台一丁目11番27号
TEL 0120-80-6170
営業時間 9:30～17:30
ウィンディ　検索
※本社の電話対応のみとなりますので、ご了承ください。

お客様番号 [redacted]

ご利用料金のお知らせ

日頃は弊社サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の金額をご指定のお支払方法より振替（決済）させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	５，５００円(税込)
お引落日	２０２５年　１月２７日
金融機関名	静岡銀行
支店名	[redacted]
種別	
口座番号	
口座名義	

発行日 2025年　1月 13日現在　1／　1頁

内訳	数量	期間等
【NET】		
ライトプランスーパープレミアム	5,500	2024年12月
合計	5,500	

00107

支払証明書

		百万	十万	万	千	百	十	円
金　額			¥	2	2	6	7	2

但し　会派室内　無線ＬＡＮ　１月分　回線使用料金　として

東京都江戸川区一之江 2-10-3
（株）Link　Life

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 1 月 27 日 [redacted]

代表者名　倉田　清一 [redacted]

[redacted]

差出人: 株式会社Link Life お支払窓口 <registration@m.linklife.co.jp>
送信日時: 2025年1月19日日曜日 16:04
宛先: [redacted]
件名: 【Link Life】1月ご利用分のご請求および口座振替のご案内

平素は弊社サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
1月ご利用分のご請求金額をご案内いたします。

ご利用料金のお支払いは、毎月27日（金融機関が休業日の場合、翌営業日）に、ご指定いただいております金融機関の口座より自動振替いたします。
26日までにお引き落とし口座へのご準備をお願いいたします。

なお、ご契約後、初回のお引落しの方は、契約月日割月額と翌月月額の合算となっております。

※お支払日はご登録いただきました口座により異なります。
詳しい引落日に関しましては、下記URLにてご確認をお願い致します。
http://www.lifecard.co.jp/card_annai/koza/

■ご請求予定金額
お支払い日 ： 当月27日 もしくは 翌月3日
お支払い方法 ： 口座振替
引き落とし名義 ：[redacted]
ご請求予定金額 ： 22,672円

※口座振替日が金融機関の休業日（土曜・日曜・祝日）にあたるときには、翌営業日が振替日となります。
※お引き落としが掛からなかった場合、回線が停止される場合がございます。
予めご了承ください。
※お引き落としの結果の可否に関しては、翌月16日に下記窓口までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

今後も皆様のご期待に沿えるよう邁進してまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。
末永くご利用いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

※本アドレスは送信専用となっております。ご返信いただけませんのでご了承ください。
◇－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－
株式会社Link Life 口座登録窓口
TEL ： 0120-878-008
営業日 ： 月～土
営業時間 ： 11:00～18:00
※年末年始12/28-1/3、施設休館日を除く
－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－◆

0108

支払証明書

金額		百万	十万	万	千	百	十	円
					¥	7	3	9

但し マルチカード用紙代金 として

1月26日 浜松市中央区西伊場町56－7
Mr.ぶんぐ 浜松西伊場店

2025年 1月26日(日)

領収証

浜松市議会 自由民主党浜松 様

¥739－

上記正に領収しました（消費税等 ¥67－を含みます）

ミスターぶんぐ 浜松西伊場店
静岡県浜松市中央区西伊場町56－7
TEL：053－450－7511

※保管上のお願い
財布等で保管難く場合、印鑑面を内側に折って保管願います。 0002-0901-0952

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 1 月 29 日

代表者名 倉田 清一 [redacted]

現計 ¥739
（消費税等 ¥67）

2025年 1月26日(日) 10:19 No:0002

0904ﾏﾙﾁｶｰﾄﾞ 10ﾒﾝ ﾌｾﾝ内 ¥924

小 計		¥924
対象額		¥924
小計%－	20%	-185
小 計		¥739
内税対象額	10.00%	¥739
内税	10.00%	¥67
合計		¥739
（内消費税等		¥67）

A202501260002095 1A

登録番号:T6080401014536

返品・交換の場合は一週間以内にレシート（クレジット控え含む）と未使用品をお持ちくださいませ。
レシートがない場合は対応できかねます。
＊一部、電子マネー決済は返品できないものがございます。

買No:00000029:29
取引No0951 1点買

Mr.ぶんぐ

00109

支払証明書

		百万	十万	万	千	百	十	円
金　額			¥	7	7	1	1	7

但し　１２月分　コピー代金　として

１２／１ ～ １２／３１　　８，４５９枚

富士フイルム ビジネスイノベーションジャパン株式会社

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 ７ 年　 １ 月　３ 日 [redacted]

代表者名　倉田　清一 [redacted]

430-0946
浜松市中央区元城町１０３－２

浜松市議会　自由民主党浜松
御中

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005
大阪市北区中之島３丁目２番１８号
住友中之島ビル　１０Ｆ

富士フイルムサービスクリエイティブ
事務サービス部

TEL:0120-089-840　（　003766）
FAX:0120-497-002

0003766#

お問合せ番号：[redacted]

口座振替のご案内	
お支払約束日	2025年01月31日
お支払方法	口座振替
金融機関名	静岡銀行
本・支店名	[redacted]
預金種目／口座番号	
指定口座名	上記、お支払約束日に口座より引落しさせて頂きます。

備考：

FUJIFILM　請求書

発行日：2024年12月25日
請求書番号：841224-0148887

浜松市議会　自由民主党浜松
様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン[redacted]

今回ご請求額	77,117円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号[redacted]　電話：0120-089-840

登録番号：T1011101015050

	料金項目／摘要	期間／基本料No.	数量／数値	単価	金額（税抜）（円）
1	トータルサービス料金	2024/12/01-2024/12/31			70107
2	黒モード	1カウント～3000カウント	2000	2.80	5600
3		3001カウント 以上	1187	1.60	1899
4	フルカラー	1カウント～3000カウント	3000	15.00	45000
5		3001カウント 以上	1272	14.00	17808
6	ご使用合計		8459		
7					
8	【代金/料金合計】				70107
9	【消費税および地方消費税(10%)】				7010
10	【今回ご請求額】				77117
11					
12	※ご利用機種/機械番号：DocuCentre-VII C3373 PFS 834124				
13	今回 / 前回 / テスト / ミス	2024/12/01-2024/12/31			
14	1 1345369 / 1342236 / 0 / 23				
15	2				
16	3 1106133 / 1098975 / 0 / 10				
17					
18	※ご利用機種/機械番号：DocuCentre-VII C3371 PFS 1208771				
19	今回 / 前回 / テスト / ミス	2024/12/01-2024/12/31			
20	1 300670 / 298940 / 0 / 20				
21	2				
22	3 136114 / 133336 / 0 / 25				
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					

15201 01008 07A　0000 01008 07A 11 1 2
31 1227 01 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0　PST
11903030 5202378 T300571074 P300389009 3300210823 T300571074
01　3 003766 1

MF-001

事務所費②

合計請求書

No.

お客様コードNo. [redacted]

(発行日 25 年 1 月 31 日)

430-0946

T9080402007486

静岡県浜松市中央区元城町１０３番地の２

有限会社 マックオーエー

〒433-8122浜松市中央区上島[redacted]２２号

TEL[redacted]2102

FAX:053-475-2108

自由民主党浜松　　様

振込先

静岡銀行上島支店　　当座 No. 305575

浜松磐田信用金庫上島支店　当座 No. 000510

※恐れ入りますが、振込手数料はお客様にてご負担下さい。

TEL.: 053-457-2495　　FAX: 053-457-2494

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。（ 25 年 1 月 31 日 締切分）　（伝票枚数： 2枚 ）

前回請求額	入金額	調整額	差引繰越金額	売上額	消費税額等	ご請求額
				31,830	3,183	35,013

摘要				
	10%分課税対象額	31,830	税10%分	3,183
	8%軽分課税対象額	0	税8%軽分	0
	非課税等対象額	0		

0020

領収書

No.

自由民主党浜松　　様　　令和7年 2月 6日

金額	¥	3	5	0	1	3	—

但 インク・用紙、他事務用として

上記正に領収いたしました

内訳			
税率 10%	金額(税抜・税込)	¥31,830-	
	消費税額等	¥3,183-	
税率 %		金額(税抜・税込)	
	消費税額等		
現金			
小切手			

オフィス用[redacted]家電製品

有限会社 マックオーエー

〒433-81[redacted]２２号

浜松市中[redacted]2(代)

TEL[redacted]

FAX[redacted]

インボイス登録番号：T9-0804-0200-7486

<内訳>

・キャノン インクカートリッジ(Y) @1,270円×4ヶ＝5,080

・用紙（A4）　@2,350円×5組＝11,750

・　〃　（A3）　@3,000円×5組＝15,000

(10%)TAX　3,183

合計 35,013

00202

支払証明書

		百万	十万	万	千	百	十	円
金　額				¥	5	0	2	5

但し　①1/30　手帳 1冊 ・ フリクション替芯4本　1,956円
②1/30　A4用紙（スーパーホワイト厚口）　2P　1,724円
③2/1 テープ糊（ドットライナー）詰替テープ5ケ 1,345円　代金として

（①+②+③）合 計　5,025円

浜松市中央区上島 7-6-35
文具スーパー事務キチ

（①②③領収書 裏面添付）

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 2 月 13 日

代表者名　倉田　清一 [redacted]

① 文具スーパー 事務キチ

浜松店
株式会社つちや
登録番号:T8100001002032
TEL:053-412-1881
浜松市中央区上島7-6-35

領収証

浜松市議会 自由民主党浜松 様

2025年01月30日(木)15:55<0008-02>

事務用品
8 988* 1 864
ｱﾘｸｼｮﾝﾌﾘﾌｨﾙ LFBTRF05R
8 247* 1 247
ｱﾘｸｼｮﾝﾌﾘﾌｨﾙ LFBTRF05L
8 247* 3 741

小計 5 1,956

内税対象金額 1,956
10.0%対象金額 1,956
(内消費税額 10.0%) (177)

合 計 1,956

現金 1,956

但し 手帳、アリクション替え代

上記金額を領収いたしました。

保管する場合は、光により字が
消える場合がありますので、
暗所にて遮光して下さい。

No:0292002456875 [redacted]

発行日:2025年01月30日(木)15:55

② 文具スーパー 事務キチ

浜松店
株式会社つちや
登録番号:T8100001002032
TEL:053-412-1881
浜松市中央区上島7-6-35

いらっしゃいませ
文具スーパー事務キチへようこそ
またのお越しをお待ちしております

2025年01月30日(木)15:56<0006-01>

[redacted] 領収証 [redacted]

4903184276813
RLカラーペーパー スーパーホワイト 横厚口 A4
8 862* 2 1,724

小計 2 1,724

内税対象金額 1,724
10.0%対象金額 1,724
(内消費税額 10.0%) (156)

合 計 1,724

現金 5,000

お預り 5,000
お釣り 3,276

No:0170464456873 [redacted]

0 170464 456873

③ 文具スーパー 事務キチ

浜松店
株式会社つちや
登録番号:T8100001002032
TEL:053-412-1881
浜松市中央区上島7-6-35

領収証

浜松市議会 自由民主党浜松 様

2025年02月01日(土)12:35<0006-03>

ﾄﾞｯﾄﾗｲﾅｰ 詰替ﾄｰﾌﾟ 強粘着 ﾀｰ0408-08
8 289* 5 1,345

小計 5 1,345

内税対象金額 1,345
10.0%対象金額 1,345
(内消費税額 10.0%) (122)

合 計 1,345

現金 1,345

但し テープのり詰替代

上記金額を領収いたしました。

保管する場合は、光により字が
消える場合がありますので、
暗所にて遮光して下さい。

No:0310161456890 [redacted]

発行日:2025年02月03日(月)15:09

00203

支払証明書

		百万	十万	万	千	百	十	円
金　額				¥	5	5	0	0

但し　1月分　インターネット回線 利用料 として

浜松市中央区佐鳴台一丁目 11－27
ウィンディ
浜松ケーブルテレビ(株)

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 2 月 26 日 引落

代表者名　倉田 清一 [redacted]

料金後納
郵便

※開封前に宛名をご確認ください。
お受取り人と異なる場合は、開封せず下記お問合先までご連絡ください。

430-8652
浜松市中央区元城町１０３－２

浜松市議会　自由民主党浜松　様

002216#

親展　ご利用料金のお知らせ



ウィンディ
浜松ケーブルテレビ株式会社
〒432-8021
静岡県浜松市中央区佐鳴台一丁目11番27号
0120-80-6170
営業時間 9:30～17:30
ウィンディ　検索
※本状の再発行はいたしかねますので、ご了承ください。
ご案内は内容にお心当たりのない方からのものとは限りませんので、
よく、確かめてから開けてください。

お客様番号 [redacted]

ご利用料金のお知らせ

日頃は弊社サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の金額をご指定のお支払方法より振替（決済）させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	５，５００円(税込)
お引落日	２０２５年　２月２６日
金融機関名	静岡銀行
支店名	[redacted]
種別	
口座番号	
口座名義	

発行日 2025年　2月 12日現在　1／　1頁

内訳	数量	期間等
【NET】		
ライトプランスーパープレミアム	5,500	2025年01月
合計	5,500	

1311

00204

支払証明書

		百万	十万	万	千	百	十	円
金　額			¥	2	2	6	7	2

但し　会派室内　無線ＬＡＮ　２月分　回線使用料金　として

東京都江戸川区一之江 2-10-3
（株）Link　Life

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 ７ 年　２　月 ２７ 日

代表者名　倉田　清一 [redacted]

[redacted]

差出人: 株式会社Link Life お支払窓口 <registration@m.linklife.co.jp>
送信日時: 2025年2月19日水曜日 16:04
宛先: [redacted]
件名: 【Link Life】2月ご利用分のご請求および口座振替のご案内

平素は弊社サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
2月ご利用分のご請求金額をご案内いたします。

ご利用料金のお支払いは、毎月27日（金融機関が休業日の場合、翌営業日）に、ご指定いただいております金融機関の口座より自動振替いたします。
26日までにお引き落とし口座へのご準備をお願いいたします。

なお、ご契約後、初回のお引落しの方は、契約月日割月額と翌月月額の合算となっております。

※お支払日はご登録いただきました口座により異なります。
詳しい引落日に関しましては、下記URLにてご確認をお願い致します。
http://www.lifecard.co.jp/card_annai/koza/

■ご請求予定金額
お支払い日：当月27日 もしくは 翌月3日
お支払い方法：口座振替
引き落とし名義：[redacted]
ご請求予定金額：22,672円

※口座振替日が金融機関の休業日（土曜・日曜・祝日）にあたるときには、翌営業日が振替日となります。
※お引き落としが掛からなかった場合、回線が停止される場合がございます。
予めご了承ください。
※お引き落としの結果の可否に関しては、翌月16日に下記窓口までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

今後も皆様のご期待に沿えるよう邁進してまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。
末永くご利用いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

※本アドレスは送信専用となっております。ご返信いただけませんのでご了承ください。
◇――――――――――――――――――――――――
株式会社Link Life 口座登録窓口
TEL：0120-878-008
営業日：月～土
営業時間：11:00～18:00
※年末年始12/28-1/3、施設休館日を除く
――――――――――――――――――――――――◆

富士フイルム 複合機　2025年2月 購入

1．複合機　Apeos C3571（Model·PFS）購入経緯

Fax機能が付いた既存のコピー機（DocuCentre-VI C3371 PFS）は、2017年2月に購入した機種であり、現在約8年間にわたり使用経過した。

昨年 2 月に富士フイルム社から、機種生産終了及び、長期間使用による消耗品、部品等の交換頻度増加により現保守契約の更新不可を告げられた。

①既存のコピー機の老朽化

②会派人数

③コピー機使用頻度、特にカラーコピー使用量、それに伴うコピー料金の増加の懸念

④パソコン機器との環境設定状況の改善　等々に、

既存のコピー機数を減数することは不可能であり、1年をかけて新規購入を計画。

2．購入・支出金額

①見積書の依頼　2024年3月

（新栄事務機（株）社 ・ （有）マックオーエー社　2社に依頼）

②（有）マックオーエー社より、既存同等複合機が現行のサービス設定料金より低コストで、モノクロ・カラー印刷可能な機種の紹介を受ける。

③会派総会にて、コピー機購入について諮る。

・耐用年数について…既存の複合機と同様であれば5年以上使用可能である。

・リース契約の場合（5年間）の金額調査

○5年リース（60ヶ月）の場合（概算）

月額 25,700円＋税 × 60ヶ月 ＝ 1,542,000円＋税【1,696,200円】

○一括購入の場合　… 1,386,500円＋税【1,525,150円】

（※既存機種の後進機種を現金一括購入する方が経済的にも最善と判断）

④総会にて、令和6年度予算から、富士フイルム社複合機（見積額 1,525,150円）購入を決定。

⑤2025年2月に購入する旨を（有）マックオーエー社に伝える

●最終的に3月購入を2月購入に早めたことにより、2月の購入時には本体価格がさらに減額され 1,508,650円（税込）の見積書の提出を受ける。

（念のため再度リース契約の場合の金額を調査）

○5年リース（60ヶ月）の場合（概算）

月額 25,400円＋税 × 60ヶ月 ＝ 1,524,000円＋税【1,676,400円】

○一括購入の場合　… 1,371,500円＋税【1,508,650円】

∴上記の通り、一括購入金額　1,508,650円を支出する。

お客様コードNo.[redacted]

請求書兼納品書

伝票No. 2534

2025年 2月27日

〒430-0946
静岡県浜松市中央区元城町１０３番地の２

自由民主党浜松　　様

T9080402007486
有限会社 マックオーエー[redacted]
〒433-8122 浜松市中央区上島６丁目２[redacted]
TEL:053-475-2102 FAX:0[redacted]
振込先:静岡銀行上島支店　当座 No. 305575
浜松磐田信用金庫上島支店　当座 No. 000510
※恐れ入りますが、振込手数料はお客様にてご負担下さい。
担当者:[redacted]

TEL:053-457-2495 FAX:053-457-2494

毎度ありがとうございます。下記の通り納品致しますので御査収下さい。

商品名	数量	単位	単価	金額	税率	備考
富士ﾌｲﾙﾑ 複合機 Apeos C3571 Model-PFS	1	台	1,179,000	1,179,000	10%	[redacted]
無線ｷｯﾄ2	1	個	50,200	50,200	10%	
ｲﾝﾅｰ排出ﾄﾚｲ1	1	個	6,300	6,300	10%	
搬入・設置費	1	式	36,000	36,000	10%	
複合機活用支援ｻｰﾋﾞｽ 機械設定・説明・無線設定等	1	式	100,000	100,000	10%	
ﾚﾝﾀﾙｻｰﾋﾞｽ料金 1ヶ月						
・ﾓﾉｸﾛ:¥1.60/枚 ・ｶﾗｰ:¥13.00/枚						
最低ﾌﾟﾘﾝﾄ料金:¥8,200						

課税対象額	1,371,500	消費税合計	137,150
10%分	1,371,500	税10%分	137,150
8%軽分	0	税8%軽分	0
非課税等対象額			

合計	137,150
	1,508,650

00205

領収書

No. 2534

自由民主党浜松　様　令和7年 2月28日

金額 ¥1,508,650-

内訳
税率 10% 金額(税抜-85) ¥1,371,500-
消費税額等 ¥137,150-
税率 %
金額(税抜-85)
消費税額等

現金 1
小切手

但 複合機

上記正に領収いたしました

[redacted]
オフィス用[redacted]事務機器
有限会社マックオーエー
〒433-812[redacted]
浜松市中[redacted]合２２号
TEL[redacted]0 2代)
FAX[redacted]0.8
インボイス登録番号:T9-0804-0200-7486

[redacted]

[redacted]

御　見　積　書

見積No.　22 -2024- 319-1
見積日 2025 年 2 月 6 日

自由民主党浜松　御中

様より

ご照会の件、下記の通り御見積申し上げます。

有限会社 マックオーエー [redacted]

〒433-8122
浜松市中央区上島6丁目25番22号
TEL: <053>475-2102
FAX: <053>475-2108
担当者: [redacted]

受渡期日	:別途お打ち合わせ
受渡場所	:指定場所
有効期限	:発行日より30日
取引方法	

御見積合計金額　¥　1,508,650　(税込)

品　名	数　量	単位	単価(税抜)	金　額(税抜)
富士フイルム 複合機 Apeos C3571(Model-PFS) 【定価:¥2,796,000+税】	1	台	1,179,000	1,179,000
無線キット2	1	個	50,200	50,200
インナー排出トレイ1	1	個	6,300	6,300
搬入・設置費	1	式	36,000	36,000
複合機活用支援サービス(機械設定・説明・無線設定等)	1	式	100,000	100,000
トータルサービス料金(1ヶ月)				
・モノクロ:¥1.60/枚				
・カラー:¥13.00/枚				
・最低プリント料金:¥8,200				
※既存機2台のセット契約解除となりますので、 カウント料金が変わります。別紙をご参照ください。				
ドライバーインストール(2台目以降)、 スキャン設定は別途になります。				
【合　計(税　抜)】				1,371,500
【消費税(外　税)】　10%				137,150
【消費税(外　税)】　軽減税率8%				0
		合　計		1,508,650

備　考

マックオーエー

今回、既存機の契約が2台SET契約という特殊契約の為、
更新する複合機の条件ご提示とともに、更新後は2台SETを解除するご提案としています。
その為、更新せずに残る複合機もミニマム料金の設定変更となります。

◆現状
既存機2台SET契約
①DocuCentre-VI C3371 PFS　#120877　←更新対象
②DocuCentre-VII C3373 PFS　#534124　←今回更新なし
ご使用枚数
①モノクロ　1,829枚　カラー　1,910枚
②モノクロ　1,822枚　カラー　1,916枚
コピー料金（2台SET契約）
モノクロ　1 - 3,000 @1.8　3,000 - @1.6
カラー　1 - 3,000 @15　3,000 - @14
SETミニマム　15,000円（2台の合計で計算）

◇更新後
①Apeos C3571 (Model-PFS)　←更新後機種
②DocuCentre-VII C3373 PFS　#534124　←今回更新なし

コピー料金
① Apeos C3571 (Model-PFS)
モノクロ　1 - @1.6
カラー　1 - @13　ミニマム　8,200円

② 既存機DocuCentre-VII C3373 PFS
【SET解除の為ミニマムのみ下記へ変更となります】
モノクロ　1 - 3,000 @1.8　3,001 - @1.6
カラー　1 - 3,000 @15　3,001 - @14　ミニマム　6,800円

マックオーエー

2024.2月

お客様へ大切なおしらせ

トータルサービス契約(保守契約)期限満了を迎えるお客様へ

日頃は、弊社製複合機をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

現在ご利用頂いております別紙複合機のトータルサービス契約が満了を迎えます。

ご締結いただいております契約書では、契約満了後の自動更新はできません。引き続きトータルサービス契約(保守契約)の継続をご希望の場合は、以下のとおり再契約の締結をお願いしております。

本製品はすでに生産を終了しているものの、機械の安定稼働に向け、消耗品や部品等の供給を継続してまいりましたが、材料費の高騰や長期間使用による部品交換頻度増加等の理由から、現状の料金にて保守を継続することは困難な状況になっております。つきましては、新たな料金での再契約をご提案させて頂きたく、主旨をご理解頂き、ご検討をお願い申し上げます。

契約期限満了の時期が近づいてまいりましたら、改めて担当営業よりご案内させていただきます。

末筆ながら、長年のご愛用に重ねてお礼申し上げますとともに、今後とも相変わらぬお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

富士フイルム ビジネス イノベーションジャパン株式会社

本件についてのお問い合わせは、弊社下記拠点までお願い致します。

沼津拠点　TEL：055-962-9901
静岡拠点　TEL：054-255-4433
浜松拠点　TEL：053-455-3161

FUJIFILM

2024. 2月

浜松市議会　自由民主党浜松様 TSC契約満了対象リスト

	機種名	機械No.	住所	契約導入日	台数	月額料金
1	DocuCentre-VI C3371 PFS	1208770	静岡県浜松市中区元城町１０３－２	2017/2/8	84	[redacted]
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

御　見　積　書

見積No.　22 -2024- 319
見積日 2024 年 11 月 27 日

自由民主党浜松　御中

様より

ご照会の件、下記の通り御見積申し上げます。

有限会社 マックオーエー [redacted]

〒433-8122
浜松市中央区上島6丁目25番22号
TEL: <053>475-2102
FAX: <053>475-2108
担当者: [redacted]

受渡期日	:別途お打ち合わせ
受渡場所	:指定場所
有効期限	:発行日より30日
取引方法	

御見積合計金額　¥　1,525,150　(税込)

品　名	数　量	単位	単価(税抜)	金　額(税抜)
富士フイルム 複合機 Apeos C3571(Model-PFS) 【定価:¥2,796,000+税】	1	台	1,194,000	1,194,000
無線キット2	1	個	50,200	50,200
インナー排出トレイ1	1	個	6,300	6,300
搬入・設置費	1	式	36,000	36,000
複合機活用支援サービス(機械設定・説明・無線設定等)	1	式	100,000	100,000
トータルサービス料金(1ヶ月)				
・モノクロ:¥1.60/枚				
カラー:¥13.00/枚				
・最低プリント料金:¥8,200				
※既存機2台のセット契約解除となりますので、 カウント料金が変わります。別紙をご参照ください。				
ドライバーインストール(2台目以降)、 スキャン設定は別途になります。				
【合　計(税　抜)】				1,386,500
【消費税(外　税)】　10%				138,650
【消費税(外　税)】　軽減税率8%				0
		合　計		1,525,150

備　考

マックオーエー

御 見 積 書

No　17-2403009-01
見積日　2024年3月11日

浜松市議会 自由民主党浜松　様
ご照会の件につき、下記の通り御見積申し上げます。

RISOGRAPH印刷機・キヤノン製品
OA[redacted]ル製品・システム開発
新[redacted]機[redacted]会社
代[redacted]上村[redacted]
本[redacted]静岡県[redacted]区上西町25-5
TEL:053-463-9159
FAX:053-464-0589
URL　http://h-shin-ei.co.jp/

件　　名 ： ORPHIS FT5230+ｽｷｬﾅｰ付
受渡期間 ： 別途指定日
受渡場所 ： 別途指定場所
取引方法 ： 通常取引
有効期限 ： 2024年6月14日

御見積金額(税込)
¥2,706,000

担当 ： [redacted]

商品名	規格	数量	単位	定価	納入単価	納入金額
理想科学工業 ﾊｲｽﾋﾟｰﾄﾞｶﾗｰﾌﾟﾘﾝﾀｰ	ORPHIS FT5230	1	台	2,800,000	2,800,000	2,800,000
	ORｽｷｬﾅｰ HS7000	1	台	450,000	450,000	450,000
	ｽｷｬﾅｰｽﾀﾝﾄﾞ	1	台	50,000	50,000	50,000
	特別値引き	1	式		-880,000	-880,000
	ORPHIS 搬入料金	1	式	40,000	40,000	40,000
	ORPHIS 基本設置料金	1	式	30,000	0	0
					小計	¥2,460,000
					消費税 合計	¥246,000
					合計	¥2,706,000

備　考
★本体保証期間：本体導入後6ヶ月間又はﾄｰﾀﾙｶｳﾝﾀｰ50万枚のいずれか早期に到達した時点までとなります。
保証期間満了後の修理は、ｽﾎﾟｯﾄ保守ｻｰﾋﾞｽ又は保守契約をご選択いただけます。

何卒御用命の程、お願い申し上げます。

御　見　積　書

No　17-2403008-01
見積日　2024年3月11日

浜松市議会　自由民主党浜松　様
ご照会の件につき、下記の通り御見積申し上げます。

RISOGRAPH印刷機・キヤノン製品
OA[redacted]ル製品・システム開発
新[redacted]機[redacted]会社
代[redacted]上村[redacted]
本[redacted]静岡県[redacted]区上西町25-5
TEL:053-463-9159
FAX:053-464-0589
URL　http://h-shin-ei.co.jp/

件　　名：ORPHIS FT5230本体のみ
受渡期間：別途指定日
受渡場所：別途指定場所
取引方法：通常取引
有効期限：2024年6月14日

御見積金額(税込)
¥2,244,000

担当：[redacted]

商品名	規格	数量	単位	定価	納入単価	納入金額
理想科学工業 ハイスピードカラープリンター	ORPHIS FT5230	1	台	2,800,000	2,800,000	2,800,000
	特別値引き	1	式		-800,000	-800,000
	ORPHIS 搬入料金	1	式	40,000	40,000	40,000
	ORPHIS 基本設置料金	1	式	30,000	0	0
					小計	¥2,040,000
					消費税 合計	¥204,000
					総計	¥2,244,000

備　考
★本体保証期間：本体導入後6ヶ月間又はトータルカウンター50万枚のいずれか早期に到達した時点までとなります。
保証期間満了後の修理は、スポット保守サービス又は保守契約をご選択いただけます。

何卒御用命の程、お願い申し上げます。

御　見　積　書

No　17-2403011-01
見積日　2024年3月11日

浜松市議会　自由民主党浜松　　様
ご照会の件につき、下記の通り御見積申し上げます。

件　　名　：カラー複合機C3926Fの件
受渡期間　：別途指定日
受渡場所　：別途指定場所
取引方法　：通常取引
有効期限　：発行日より一ヶ月間

RISOGRAPH印刷機・キヤノン製品
OA機器・デジタル製品・システム開発
新[redacted]機[redacted]会社
代[redacted]上村[redacted]
本[redacted]静岡県[redacted]区上西町25-5
TEL:053-463-9159
FAX:053-464-0589
URL　http://h-shin-ei.co.jp/

御見積金額(税込)
¥644,600

担当：[redacted]

商品名	規格	数量	単位	定価	納入単価	納入金額
キヤノン カラー複合機	iR-ADV C3926F(26枚機)	1	台	1,770,000	450,000	450,000
	2段カセットペディスタル・AW1	1	台	160,000	96,000	96,000
	搬入手配・設置料金	1	式	43,500	40,000	40,000
MG料金　最低基本枚数1,000枚/月(ブラック・カラー合算)						
ブラック月間枚数	ブラックカウント					
一律	1.20円					
カラーコピー・カラープリント月間枚数	カラーコピー・カラープリント					
一律	12円					
★MG(メンテナンスギャランティ方式)でC3926Fの品質を5年間お守り致します。(上記価格は税別となります)						
★機械調整・トナー・感光体・部品交換に必要な費用はMG料金に含まれます。						
				小　計		¥586,000
				消費税 合計		¥58,600
				合　計		¥644,600

備　考

何卒御用命の程、お願い申し上げます。

御 見 積 書

No　17-2403010-01
見積日　2024年3月11日

浜松市議会 自由民主党浜松　様
ご照会の件につき、下記の通り御見積申し上げます。

件　　名 ：カラー複合機C3935Fの件
受渡期間 ：別途指定日
受渡場所 ：別途指定場所
取引方法 ：通常取引
有効期限 ：発行日より一ヶ月間

RISOGRAPH印刷機・キヤノン製品
OA機器・デジタル製品・システム開発
新[redacted]機[redacted]会社
代[redacted]上村[redacted]
本[redacted]静岡県[redacted]区上西町25-5
TEL.:053-463-9159
FAX:053-464-0589
URL. http://h-shin-ei.co.jp/

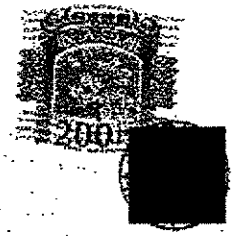
御見積金額(税込)
¥886,600

担当：[redacted]

商品名	規格	数量	単位	定価	納入単価	納入金額
キヤノン カラー複合機	iR-ADV C3935F(35枚機)	1	台	2,230,000	670,000	670,000
	2段カセットペディスタル・AW1	1	台	160,000	96,000	96,000
	搬入手配・設置料金	1	式	43,500	40,000	40,000
MG料金 最低基本枚数1,000枚/月(ブラック・カラー合算)						
ブラック月間枚数	ブラックカウント					
一律	1.20円					
カラーコピー・カラープリント月間枚数	カラーコピー・カラープリント					
一律	12円					
★MG(メンテナンスギャランティ方式)でC3935Fの品質を5年間お守り致します。(上記価格は税別となります)						
★機械調整・トナー・感光体・部品交換に必要な費用はMG料金に含まれます。						
				小　計		¥806,000
				消費税 合計		¥80,600
				合　計		¥886,600

備　考

何卒御用命の程、お願い申し上げます。



注 文 請 書

浜松市議会 自由民主党浜松(甲)御中

注文番号 2533974543E0
発行日 2025年 2月27日

以下の契約条件にもとづき注文をお請けします。

受注者(乙)：富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
所在地 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目13番1号
社名 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
役職名 静岡支社 支社長
氏名 [redacted]

契 約 条 件

1 本契約によって乙が甲に提供する、物品・サービス等(以下、物品・サービス等という)の内容・料金・支払い条件・設置先・特約事項等については、本注文書に添付された各契約ごとの記載項目(以下、記載項目という)で定めるものとします。

2 物品・サービス等の内容・提供条件・免責事項等の契約条件の詳細は、記載項目の「契約条項参照先」に記載のURLに格納されている、各契約ごとの条文等(契約条項、条件書、利用規約その他の条文、以下、契約条項等という)で定めるものとします。なお、本注文書による甲から乙への注文に係る契約の種類は、下記の契約種類に記載のとおりとします。

3 物品・サービス等に特有の付帯事項等により、契約条項等に追加することが必要な条項(以下、追加条項という)がある場合には、記載項目の「契約条項参照先」に記載のURLに格納されている追加条項を参照するものとします。

4 記載項目に記載する販売代金・サービス料金等には、消費税および地方消費税相当額は含まれません。

記

契約種類	
A	トータルサービス契約

以下余白

契約種類	
A	トータルサービス契約

契約対象商品／契約種類／契約期間等
契約種類：トータルサービス契約
契約条項参照先：https://www.fujifilm.com/fb/support/kiyaku
契約条件書番号：JTTA001B 241101_P-5050(11) 240423_P-7735_241115_P-7912_221121
契約期間：設置先等に記載のとおり
料金計算の締切日：末日締
支払日：翌月末日支払
請求サイクル：1ヵ月
開始メーターカウント：設置先等に記載のとおり
ミスコピー控除方法：契約条項参照先に格納するミスコピー控除方式一覧に記載します。
設置調整完了日（新規購入の場合）：設置先等に記載のとおり

料金表番号	A-1

トータルサービス料金(1台につき)
契約対象商品：DocuCentre-VII C3373 PFS

料金項目等	数量	単価(円)	料金(円)
コピー／プリント料金(1コピー／プリントにつき)			
黒モード	3,000カウントまで	1.9	
黒モード	3,001カウント以上	1.6	
フルカラーモード	3,000カウントまで	15	
フルカラーモード	3,001カウント以上	14	
最低コピー／プリント料金			6,809 月額

商品毎のコピー／プリント枚数の算出メーター（コピー／プリント料金は商品の各モードにおけるプリント数の合計にもとづいて計算します）

契約対象商品	メーター1	メーター2	メーター3	メーター4	メーター5	メーター6
DocuCentre-VII C3373 PFS	黒モード		フルカラーモード			

設置先等

明細番号	契約対象商品名	機械番号	所在地
1	DocuCentre-VII C3373 PFS	534128	住所：浜松市中央区元城町103－2 事業所名：浜松市議会 自由民主党浜松 部課名：事務所 (EP運用：する・しない) (適用する料金：料金表番号A-1) メーター1：137525 メーター2：0 メーター3：113137 メーター4： メーター5： メーター6： 契約期間：2025年2月27日から2030年2月26日まで 設置調整完了日：2025年2月27日

契約条項 JTTA001B_241101

第1条　本契約条項は、注文書記載の契約対象商品(以下、商品という)に関する、甲を発注者とし乙を受注者とする甲乙間の注文書記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。

第2条　トータルサービスとは、乙が甲にその[サービス可能地域]内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、感光体と総称する)および必要な消耗品等(この限定する販売消耗品を除く。以下同じ)を供給、交換することをいいます。

第3条　甲は商品の設置場所を変更する場合、予めこれを乙に通知します。この場合、作業は乙またはこの指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に関する費用をこれに支払います。

第4条　注文書記載の契約期間満了の3ヵ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、本契約は1年間更新し、以後の更新も同様とします。この場合、次条に定めるトータルサービス料金は、本契約の当初および最近コピー/プリント料金に次に定める割合にもとづき算出する金額を加算した料金(以下、契約更新料金)で計算します。なお、契約更新料金は、契約期間満了日以降に到来する直近の料金計算締切日の翌日(以下、契約更新日という)から適用するものとし、契約更新日の属始メーターは、本項における直近の料金計算締切日のメーターカウントを適用するものとします。

(1)設置調整完了日(出荷後加ち3年が経過した1年目)商品は、単色および最低コピー/プリント料金の10%相当額

(2)設置調整完了日(出荷後から6年が経過した7年目)商品は、単色および最低コピー/プリント料金の25%相当額

(3)設置調整完了日(出荷後加ち7年が経過した8年目以降)商品は、単色および最低コピー/プリント料金の35%相当額

(4)前三号の計算にあたり、単価については円未満小数点第3位以下切捨て、最低コピー/プリント料金については円未満を切捨てします。

2.前項にかかわらず、甲による商品の使用状況、設置環境等に鑑みて乙が商品に対する保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、直近契約の契約期間満了(更新後においては更新後の契約期間満了)の2ヵ月前までに、スポット保守方式および感光体、消耗品等、部品の別売方式に変更することを甲に通知し、甲は、当該変更を承諾します。

3.前二項にかかわらず、感光体、消耗品等、商品の製造中止にともない供給が困難になる場合、乙は1ヵ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。

第5条　甲は、毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に通知し、乙は通知された使用コピー/プリント数および注文書記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。

(1)甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター検針票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法

(2)甲の承諾にもとづき、乙が毎締切日のメーターカウントを遠隔自動検針する方法

2.コピー/プリント数の算出は、注文書に記載のメーターを使用して算出します。各メーターの識別については、別途乙所定の書面に上ります。

3.トータルサービス料金は、注文書記載のトータルサービス料金項目等に記載のカラーモード料金の合計額とします。

4.乙の技術者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のため使用したコピー/プリントは、その数を全モードのコピー/プリント数から差し引きます(差し引き後のコピー/プリント数を以下、「テスト控除後コピー/プリント数」といいます)。

5.不良コピー/プリントが発生した場合は、注文書記載のミスコピー控除方法の記載に従い取り扱います。

6.用紙サイズによりコピー/プリントのカウントアップは、乙が別途定める条件に従い、換算になる場合があります。

7.両面コピー/プリントをした場合、両面コピー/プリント、裏面コピー/プリントそれぞれを1コピー/プリントとしてカウントします。

8.注文書記載の「請求サイクル」期間中のトータルサービス料金が最低コピー/プリント料金に満たない場合、甲は最低コピー/プリント料金をこれに支払います。

9.契約満了または終了時において、商品の使用期間が注文書記載の「請求サイクル」に満たない場合は、次のとおりとします。

(1)「請求サイクル」が1ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。

(2)「請求サイクル」が複数月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず、使用コピー/プリント数をもとに経過月数(端数切上げ)に応じて計算します。

(3)注文書にトータルサービス料金加算額がある場合、当該加算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。

10.料金の計算にあたり、円未満の端数は切捨てます。

第6条　乙はトータルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金銭債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は注文書記載の支払日までに当該請求金額をこれに現金(銀行振込を含む)で支払います。

2.甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金をこれに支払います。

第7条　乙は商品が故障した場合、甲からの連絡にもとづき技術者を派遣またはこれに相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属します。

第8条　乙がトータルサービスを甲に提供する時間帯は、この契約日における乙所定の営業時間内とします。

2.乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れている場所において保守を実施する場合、甲はこの諸点にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金等をこれに支払います。

3.この技術者が障害原因を調査した結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金をこれに支払います。

4.乙が実施した場合、甲は甲の費用と責任において、商品に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で稼働使用するコンピューター・プログラム、データの障害等を調査します。

5.次のいずれかの事由に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。

(1)商品所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整

(2)雷撃(落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する故障の修理・調整

(3)商品以外の機械装置またはコンピューター・ウイルス等の有害プログラム(コンピューター・ウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理・調整

(4)乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整

(5)火災、地水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する故障の修理・調整

(6)乙の指定する仕様消耗品以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整

(7)甲が前月に設定した使用限度への到達その他の入力と異なる状態への復帰

(8)重荷重、重量物の移動に伴う作業その他の危険作業

6.前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に依頼する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は何らの責任義務も負うものではありません。

第9条　乙は本契約成立と同時に商品各台に感光体1本および補給量の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし、感光体およびゲベロッパーについては、画質維持のため乙が必要と認めた場合に乙が交換します。

2.乙は、第7条の保守サービスの提供および消耗品等の供給をこの指定する者に委託できます。

第10条　感光体および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。

2.甲は乙が供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に使用できません。

第11条　商品の使用にあたり、甲は商品の取扱説明書等に記載する仕様に適合した用紙を使用します。

第12条　甲が乙の事前の書面による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または質権した場合、本契約は終了します。

第13条　乙は1ヵ月前までのただし、甲が不利とならない場合は事前の書面による通知によってトータルサービス料金を改定できます。

第14条　甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヵ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日をもって解約できます。

第15条　甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合、催告の通知の到達を自動的に失い、相手方にその時点以後生じる債務を即時履行します。

(1)本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき

(2)差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに準ずる手続の申立または公租公課の滞納

(3)手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき

2.甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。

第16条　乙が前条第2項にもとづき本契約を解除する場合、乙およびその関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができます。

第17条　乙は、火災、水害、地震、ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。

第18条　本契約が終了した場合、甲は乙に感光体および未使用消耗品等を直ちに返還し、かつ残債務の金額を即時支払います。

第19条　甲と乙は、注文書記載の設置調整完了日に商品および所品に装着している個人番号の設置調整が完了したことを確認します。

第20条　甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を不当に利用するなどして相手方のもの者・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、自己の出資な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。

2.甲および乙は、前項の規定を、自己の責任免および自己の関連先にも順守させるよう努力するものとします。

3.甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

4.甲および乙は、相手方が前項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害の賠償しないものとします。

5.本契約締結以前に、甲と乙間で反社会的勢力との取引禁止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。

第21条　本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

第22条　本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上

契約条項 P-5050(11)_240423

甲と乙は、乙が甲に提供するEP(Electronic Partnership)の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条（EPの利用に関する同意）
甲および乙は、注文書記載の契約対象商品（以下「機械」という）において本契約条項に定める条件でEP(Electronic Partnership)を利用することに同意します。なお、乙所定の手続きにより甲がEP(Electric Partnership)の利用、各種サービスの開始・停止・再開および設定変更を申し込んだ場合、その申し込み内容が優先して適用されます。

第2条（定義）
1. 「EP」とは、乙が通信を利用して「機械」の使用状況に関する情報を取得し、各種サービスを提供するシステムをいいます。
2. 「EPセンター」とは、「機械」から使用状況に関する情報を受け取るサーバー等の装置場所をいいます。
3. 「EP通信装置」とは、「EP」機能を利用できない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙提供の通信装置の総称とします。
4. 「富士フイルムビジネスイノベーション等」とは、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社およびその関連会社ならびにそれらの業務委託先をいいます。

第3条（サービス内容）
1. 「EP」によって乙が甲に提供するサービス内容は、本契約条項に定めるほか、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社がホームページで定める「EP」の利用に係る規約（以下、「EP利用規約」という）のとおりとします。
（URL: https://www.fujifilm.com/fb/support/service/ap-bb/agreement.html（URLは変更される場合があります）
2. 「富士フイルムビジネスイノベーション等」はいつでも「EP利用規約」を変更することができるものとします。「富士フイルムビジネスイノベーション等」が「EP利用規約」を変更する場合、変更につき、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社の公式ホームページへの掲示により甲に通知することとします。甲は「富士フイルムビジネスイノベーション等」が変更後の「EP利用規約」を最初に掲示した日から変更後の「EP利用規約」に拘束されます。変更後の「EP利用規約」を確認する責任は甲にあります。
3. 本契約条項の内容と「EP利用規約」の内容が抵触する場合は、「EP利用規約」が優先して適用されるものとします。

第4条（「EP」の利用目的・乙が取得する情報項目）
1. 乙は、「EP利用規約」に記載の利用目的に従って、「EP利用規約」に記載の取得情報のうち必要な範囲で情報を利用します。「機械」は個人を特定できない状態に情報を加工した上で「EPセンター」に通知するため、取得情報には個人情報を含みません。
2. 乙は、当該情報を「EP利用規約」に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。

第5条（「EP通信装置」の貸与）
乙は、「EP」機能を利用できない「機械」については、「EP通信装置」等の機材を甲に無償で貸与する場合があります。「EP通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第6条（「EP」利用時の費用負担）
1. 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
(1) 「機械」が「EPセンター」と通信するために必要な接続環境の整備（無線で通信するタイプは除く）
(2) 設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
2. 無線で通信するタイプの「EP」の利用に必要な公衆回線の通信料は乙が負担します。
3. 甲は、「EP通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第7条（「EP」の利用中止）
1. 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
2. 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP通信装置」一式を乙に返却します。

以上

契約条項 P-7735_241115（ミスコピー控除方法について）

トータルサービスにもとづく不具コピー/プリントの枚数控除算出方法は、以下URLに掲載する契約条項「P-7735」に記載のとおりとします。

契約条項参照先 URL: https://www.fujifilm.com/fb/support/kiyaku

以上

契約条項 P-7912_221121 複合機設定支援サービス

本契約条項は、甲が「複合機設定支援サービス（ベーシック）」または「複合機設定支援サービス（アドバンス）」（以下併せて、本サービスという）を付加した場合に適用されます。

1. 本サービスのサービス仕様およびサービス提供条件等の詳細は、以下契約条項参照先の「サービス仕様等」に記載されているとおりとします。
契約条項参照先 URL: https://www.fujifilm.com/fb/support/kiyaku
2. 本サービスの対象となるクライアントPCは、本サービスの対象となる複合機（以下、対象複合機という）と同一場所にあり、甲が管理する乙所定の管理台帳に記載のあるものを対象とします。
3. 甲が本サービスを乙に依頼するとき、乙の要請に応じて乙所定の作業依頼書を乙に提示するものとします。
4. 乙の技術者が本サービスを実施する時間帯は、対象複合機の契約条件にかかわらず、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
5. 対象複合機に接続するクライアントPCに対して、乙の技術員が実施する作業は、1訪問につき5台までとします。
6. 甲は、対象複合機の新規設置時および設置場所変更時に伴い必要となる環境設定作業は、本サービスの提供対象外となることについて承諾するものとします。
7. 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れている場所で本サービスを実施する場合、乙は、乙所定の遠距離料金等を甲に請求できるものとします。
8. 甲は、本サービスの実施に際し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条に定める特定個人情報を含む電子データ等を取扱う作業がある場合、当該作業を実施しないことに合意します。この場合、甲は、甲が予め定めた手順書等に従い当該作業を行なうものとし、乙は、甲の要望に基づき、これに対し可能な範囲で助言するものとします。
9. 契約開始または終了時において、当文書記載の「請求サイクル」に満たない場合、本サービスの料金は使用日数に応じて日割計算した額とします。
10. 甲は、本サービスを乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに本サービスの対象となる機械装置に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任で実施するものとします。
11. 本サービスの実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。
12. 本サービスの実施において、乙所定の作業実施条件に準じていなかった場合の不具合、および完了後において甲が機械装置またはソフトウェアの設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
13. 本サービスの実施にあたり、甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は本サービス料金の12ヶ月分を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
14. 甲および乙は、本サービスの提供に際して知り得た相手方の情報のうち当該相手方が秘密である旨を特定したものを、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に漏洩しないものとします。ただし、次のいずれかに該当する情報はその範囲から除くものとします。
(1) 甲または乙が相手方から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
(2) 甲または乙の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報
(3) 甲または乙が独自に開発したことを立証した情報
15. 乙は、本サービスの全部または一部を第三者に委託できるとともに、当該第三者の行為について自己の行為と同じ責任を負うものとします。

以上

注文請書

浜松市議会 自由民主党浜松(甲)御中

注文番号 252D05547350
発行日 2025年2月27日

以下の契約条件にもとづき注文をお請けします。

受注者(乙)：富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
所在地 静岡県静岡市葵区黒金町57番地2号
社名 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
役職名 静岡支社 支社長
氏名 [redacted]

契約条件

1. 本契約によって乙が甲に提供する、物品・サービス等（以下、物品・サービス等という）の内容・料金・支払い条件・設置先・特約事項等については、本注文書に添付された各契約ごとの記載項目（以下、記載項目という）で定めるものとします。
2. 物品・サービス等の内容・提供条件・免責事項等の契約条件の詳細は、記載項目の「契約条項参照先」に記載のURLに格納されている、各契約ごとの条文等（契約条項、条件書、利用規約その他の条文、以下、契約条項等という）で定めるものとします。なお、本注文書による甲から乙への注文に係る契約の種類は、下記の契約種類に記載のとおりとします。
3. 物品・サービス等に特有の付帯事項等により、契約条項等に追加することが必要な条項（以下、追加条項という）がある場合には、記載項目の「契約条項参照先」に記載のURLに格納されている追加条項を参照するものとします。
4. 記載項目に記載する販売代金・サービス料金等には、消費税および地方消費税相当額は含まれません。

記

契約種別	
A	トータルサービス契約

以下余白

契約種類
A : トータルサービス契約

契約対象商品／契約種類／契約期間等
契約種類:トータルサービス契約
契約条項参照先:https://www.fujifilm.com/fb/support/kiyaku
契約条件書番号:JTTA001B_241101,P-5050(11)_240423_P-7735_241115_P-7912_221121
契約期間:設置先等に記載のとおり
料金計算の締切日:末日締
支払日:翌月末日支払
請求サイクル:1ヵ月
開始メーターカウント:設置先等に記載のとおり
ミスコピー控除方法:契約条項参照先に格納するミスコピー控除方式一覧に記載します。
設置調整完了日(新規購入の場合):設置先等に記載のとおり

料金表番号	A-1

トータルサービス料金(1台につき)
契約対象商品:Apeos C3571 (Model-PFS)

料金項目等	数量	単価(円)	料金(円)
コピー/プリント料金(1コピー/プリントにつき)			
黒モード	1カウントにつき	1.6	
フルカラーモード	1カウントにつき	13	
最低コピー/プリント料金			8,200 月額

商品毎のコピー/プリント枚数の算出メーター(コピー/プリント料金は商品の各モードにおけるプリント数の合計にもとづいて計算します)

契約対象商品	メーター1	メーター2	メーター3	メーター4	メーター5	メーター6
Apeos C3571 (Model-PFS)	黒モード		フルカラーモード			

設置先等

明細番号	契約対象商品名	機械番号	所在地
1	Apeos C3571 (Model-PFS) (EP適用: する・しない) (適用する料金:料金表番号A-1) メーター1:_____ メーター2:_____ メーター3:_____ メーター4:_____ メーター5:_____ メーター6:_____ 契約期間:_____年____月____日から_____年____月____日まで 設置調整完了日:_____年____月____日		住所:浜松市中央区元城町103－2 事業所名:浜松市議会 自由民主党浜松 部課名:

第1条　本契約条項は、注文書記載の契約対象商品(以下、「商品」という)に関する、甲を発注者とし乙を受注者とする甲乙間の注文書記載の契約(以下、「本契約」という)に適用されます。

第2条　トータルサービスとは、乙が甲に乙のサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、感光体と総称する)および必要な消耗品等(乙の指定する既定消耗品を除く。以下同じ)を供給、交換することをいいます。

第3条　甲は商品の設置場所を変更する場合、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に要する費用を乙に支払います。

第4条　注文書記載の契約期間満了日の2ヶ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、本契約は1年間更新し以後の更新も同様とします。この場合、次条に定めるトータルサービス料金は、本契約の単価および最低コピー/プリント料金に次に定める割合にもとづき算出する金額を加算した料金(以下、契約更新料金)で計算します。なお、契約更新料金は、契約期間満了日以降に到来する直近の料金計算締切日の翌日(以下、「契約更新日」という)から適用するものとし、契約更新日の開始メーターは、本項における直近の料金計算締切日のメーターカウントを適用するものとします。

(1)設置調整完了日(出荷後)から5年が到来した日(以降)商品は、単価および最低コピー/プリント料金の10%相当額

(2)設置調整完了日(出荷後)から6年が到来した日(以降)商品は、単価および最低コピー/プリント料金の15%相当額

(3)設置調整完了日(出荷後)から7年が到来した日(以降)商品は、単価および最低コピー/プリント料金の30%相当額

(4)前三号の計算において、単価については円未満小数点第2位以下切捨て、最低コピー/プリント料金については円未満を切捨てします。

2.前項にかかわらず、甲による商品の使用状況、設置環境等に鑑みて乙が商品に対する保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、直近起算の契約期間満了(更新後においては更新後の契約期間満了)の3ヶ月前までに、スポット保守方式および感光体、消耗品等、商品の別契約方式に変更することを甲に通知し、甲は、当該変更を承諾します。

3.前二項にかかわらず、感光体、消耗品等、商品の製造中止にともない供給が困難になる場合、乙は3ヶ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。

第5条　甲は、毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法によりこれに通知し、乙は通知された使用コピー/プリント数および注文書記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。

(1)甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター通知票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法

(2)甲の承諾にもとづき、乙が毎締切日のメーターカウントを遠隔自動検針する方法

2.コピー/プリント数の算出は、注文書記載のメーターを使用して算出します。各メーターの適用については、別途乙所定の書面によります。

3.トータルサービス料金は、注文書記載のトータルサービス料金項目等に記載のカラーモード料金の分計算出します。

4.乙の技術者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のため使用したコピー/プリントは、その都度各カラーモードのコピー/プリント数から差し引きます(差し引き後のコピー/プリント数を以下、「テスト控除済コピー/プリント数」といいます)。

5.不良コピー/プリントが発生した場合は、注文書記載のミスコピー処分方法の記載に従い取り扱います。

6.用紙サイズによりコピー/プリントのカウントアップは、乙が別途定める条件に従い、複数になる場合があります。

7.両面コピー/プリントをした場合、表面コピー/プリント、裏面コピー/プリントそれぞれを1コピー/プリントとしてカウントします。

8.注文書記載の「請求サイクル」期間中のトータルサービス料金が最低コピー/プリント料金に満たない場合、甲は最低コピー/プリント料金を乙に支払います。

9.契約開始または終了時において、商品の使用期間が注文書記載の「請求サイクル」に満たない場合は、次のとおりとします。

(1)「請求サイクル」が1ヶ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。

(2)「請求サイクル」が複数月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず、使用コピー/プリント数をもとに基礎月額(端数切上げ)におじて計算します。

(3)注文書にトータルサービス料金加算額がある場合、当該加算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。

10.料金の計算にあたり、円未満の端数は切捨てます。

第6条　乙はトータルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金銭債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は注文書記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金(銀行振込を含む)で支払います。

2.甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利1割の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第7条　乙は商品が故障した場合、甲からの要請にもとづき技術者を派遣または乙が相当と認める方法により修理および商品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属します。

第8条　乙がトータルサービスを甲に提供する時間帯は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。

2.乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れている場所において保守を提供する場合、甲はこの請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金等を乙に支払います。

3.乙の技術者が保守対象商品を調査した結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲はこと所定の基準により計算される原因究明料金を乙に支払います。

4.乙が実施した場合、甲は甲の費用と責任において、商品に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で稼働使用するコンピューター・プログラム、データの保存等を確実します。

5.次のいずれかの事由に該当する場合、乙は別途に定める保守サービスの提供義務を免れます。

(1)商品所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または商品所定の収載使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整

(2)機械的、電気的影響、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する故障の修理・調整

(3)感光体以外の機械装置またはコンピューター・プログラム(コンピューターウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理・調整

(4)乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整

(5)火災、風水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する故障の修理・調整

(6)乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整

(7)甲が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧

(8)異所作業、設置場の移動を伴う作業その他の危険作業

6.前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に要請する場合、乙は、甲と協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は甲からの提供義務も負うものではありません。

第9条　乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体1本および適当数量の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし、感光体およびデベロッパーについては、画質維持のために必要と認めた場合に乙が交換します。

2.乙は、第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。

第10条　感光体および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。

2.甲は乙が供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に流用できません。

第11条　商品の使用にあたり、甲は商品の取扱説明書等に記載する仕様に適合した用紙を使用します。

第12条　甲がこの事件の事前による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または貸与した場合、本契約は終了します。

第13条　乙は1ヶ月前までの甲に、甲が不利とならない場合は事前の通知による通知によってトータルサービス料金を改定できます。

第14条　甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の3ヶ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が商品の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によってこれを通知することにより料金改定の効力をもって解約できます。

第15条　甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合、催告の期限の利益を自動的に失い、相手方にその時点存在する債務を即時履行します。

(1)本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき

(2)差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、任意調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納

(3)手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき

2.甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せず、ただちに本契約を解除できます。

第16条　乙が前条第2項にもとづき本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する損害賠償を甲の承認なく相殺することができます。

第17条　乙は、火災、水害、地震、ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。

第18条　本契約が終了した場合、甲は乙に感光体および執行消耗品等を速やかに返還し、かつ残債務の全額を即時支払います。

第19条　甲と乙は、注文書記載の設置調整完了日に商品および商品に装着している用具等の設置調整が完了したことを確認します。

第20条　甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団および同団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力なる名義などして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。

2.甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の関連先にも順守させるよう努力するものとします。

3.甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

4.甲および乙は、相手方が前三項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。

5.本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。

第21条　本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

第22条　本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、情義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上

契約条項 P-5050(11)_240423

甲と乙は、乙が甲に提供するEP(Electronic Partnership)の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条（EPの利用に関する同意）
甲および乙は、注文書記載の契約対象商品（以下「機械」という）において本契約条項に定める条件でEP(Electronic Partnership)を利用することに同意します。なお、乙所定の手続きにより甲がEP(Electric Partnership)の利用、各種サービスの開始・停止・再開および設定変更を申し込んだ場合、その申し込み内容が優先して適用されます。

第2条（定義）
1. 「EP」とは、乙が通信を利用して「機械」の使用状況に関する情報を取得し、各種サービスを提供するシステムをいいます。
2. 「EPセンター」とは、「機械」から使用状況に関する情報を受け取るサーバー等の設置場所をいいます。
3. 「EP通信装置」とは、「EP」機能を利用できない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙提供の通信装置の総称とします。
4. 「富士フイルムビジネスイノベーション等」とは、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社およびその関連会社ならびにそれらの業務委託先をいいます。

第3条（サービス内容）
1. 「EP」によって乙が甲に提供するサービス内容は、本契約条項に定めるほか、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社がホームページで定める「EP」の利用に係る規約（以下、「EP利用規約」という）のとおりとします。
 URL: https://www.fujifilm.com/fb/support/service/ep-hb/agreement.html (URLは変更される場合があります)
2. 「富士フイルムビジネスイノベーション等」はいつでも「EP利用規約」を変更することができるものとします。「富士フイルムビジネスイノベーション等」が「EP利用規約」を変更する場合、変更につき、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社の公式ホームページへの掲示により甲に通知することとします。甲は「富士フイルムビジネスイノベーション等」が変更後の「EP利用規約」を最初に掲示した日から変更後の「EP利用規約」に拘束されます。変更後の「EP利用規約」を確認する責任は甲にあります。
3. 本契約条項の内容と「EP利用規約」の内容が抵触する場合は、「EP利用規約」が優先して適用されるものとします。

第4条（「EP」の利用目的・乙が取得する情報項目）
1. 乙は、「EP利用規約」に記載の利用目的に従って、「EP利用規約」に記載の取得情報のうち必要な範囲で情報を利用します。「機械」は個人を特定できない状態に情報を加工した上で「EPセンター」に通知するため、取得情報には個人情報を含みません。
2. 乙は、当該情報を「EP利用規約」に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。

第5条（「EP通信装置」の貸与）
乙は、「EP」機能を利用できない「機械」については、「EP通信装置」等の機材を甲に無償で貸与する場合があります。「EP通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第6条（「EP」利用時の費用負担）
1. 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
 (1) 「機械」が「EPセンター」と通信するために必要な接続環境の整備(無線で通信するタイプは除く)
 (2) 設置・維持に必要な電気工事、構内回線工事等および電気料金
2. 無線で通信するタイプの「EP」の利用に必用な公衆回線の通信料は乙が負担します。
3. 甲は、「EP通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前にこれに通知するものとします。

第7条（「EP」の利用中止）
1. 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
2. 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP通信装置」一式を乙に返却します。

以上

契約条項 P-7735_241115（ミスコピー控除方法について）

トータルサービスにもとづく不良コピー/プリントの数量控除算出方法は、以下URLに掲載する契約条項「P-7735」に記載のとおりとします。

契約条項参照先　URL: https://www.fujifilm.com/fb/support/kiyaku

以上

契約条項 P-7912_221121　複合機設定支援サービス

本契約条項は、甲が「複合機設定支援サービス（ベーシック）」または「複合機設定支援サービス（アドバンス）」（以下併せて、本サービスという）を付加した場合に適用されます。

1. 本サービスのサービス仕様およびサービス提供条件等の詳細は、以下契約条項参照先の「サービス仕様書」に格納されているとおりとします。
 契約条項参照先　URL: https://www.fujifilm.com/fb/support/kiyaku
2. 本サービスの対象となるクライアントPCは、本サービスの対象となる複合機（以下、対象複合機という）と同一場所にあり、甲が管理する乙所定の管理台帳に記載のあるものを対象とします。
3. 甲が本サービスを乙に依頼するとき、乙の要請に応じて乙所定の作業依頼書を乙に提示するものとします。
4. 乙の技術者が本サービスを実施する時間帯は、対象複合機の契約条件にかかわらず、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
5. 対象複合機に接続するクライアントPCに対して、乙の技術員が実施する作業は、1訪問につき5台までとします。
6. 甲は、対象複合機の新規設置時および設置場所変更時に伴い必要となる環境設定作業は、本サービスの提供対象外となることについて承諾するものとします。
7. 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れている場所で本サービスを実施する場合、乙は、乙所定の遠距離料金等を甲に請求できるものとします。
8. 甲は、本サービスの実施に際し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条に定める特定個人情報を含む電子データ等を取扱う作業がある場合、当該作業を実施しないことに合意します。この場合、甲は、甲が予め定めた手順書等に従い当該作業を行なうものとし、乙は、甲の要望に基づき、これに対し可能な範囲で助言するものとします。
9. 契約開始または終了等において、注文書記載の「請求サイクル」に適合しない場合、本サービスの料金は使用日数に応じて日割計算した額とします。
10. 甲は、本サービスを乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに本サービスの対象となる機械装置に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任で実施するものとします。
11. 本サービスの実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。
12. 本サービスの実施において、乙所定の作業実施条件に準じていなかった場合の不具合、および完了後において甲が機械装置またはソフトウェアの設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
13. 本サービスの実施にあたり、甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は本サービス料金の12ヵ月分を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
14. 甲および乙は、本サービスの提供に際して知り得た相手方の情報のうち当該相手方が秘密である旨を特定したものを、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に漏洩しないものとします。ただし、次のいずれかに該当する情報はその範囲から除くものとします。
 (1) 甲または乙が相手方から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
 (2) 甲または乙の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報
 (3) 甲または乙が独自に開発したことを立証した情報
15. 乙は、本サービスの全部または一部を第三者に委託できるとともに、当該第三者の行為について自己の行為と同じ責任を負うものとします。

以上

00206

支払証明書

		百万	十万	万	千	百	十	円
金　額			¥	4	4	2	8	7

但し　1月分　コピー代金　として

1／1 ～ 1／31　　4，511枚

富士フイルム ビジネスイノベーションジャパン株式会社

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年　2 月　28 日 引落

代表者名　倉田　清一 [redacted]

〒430-0946
浜松市中央区元城町１０３－２

浜松市議会　自由民主党浜松
御中

郵便振替のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

〒530-0005
大阪市北区中之島３丁目２番１８号
住友中之島ビル　１０Ｆ

富士フイルムサービスクリエイティブ
事務サービス部

TEL:0120-069-840　（　002556）
FAX:0120-497-002

0002556#

お問合せ番号：[redacted]

お支払方法	
お支払約束日	2025年02月28日
お支払方法	口座振替
金融機関名	静岡銀行
本・支店名	[redacted]
預金種目／口座番号	
指定口座名	上記、お支払約束日に口座より引落しさせて頂きます。

備考：

FUJIFILM　請求書

発行日：2025年02月03日
請求書番号：850131-0083196

浜松市議会　自由民主党浜松　様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン[redacted]

今回ご請求額	44,287円

郵便お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号：[redacted]　電話：0120-069-840

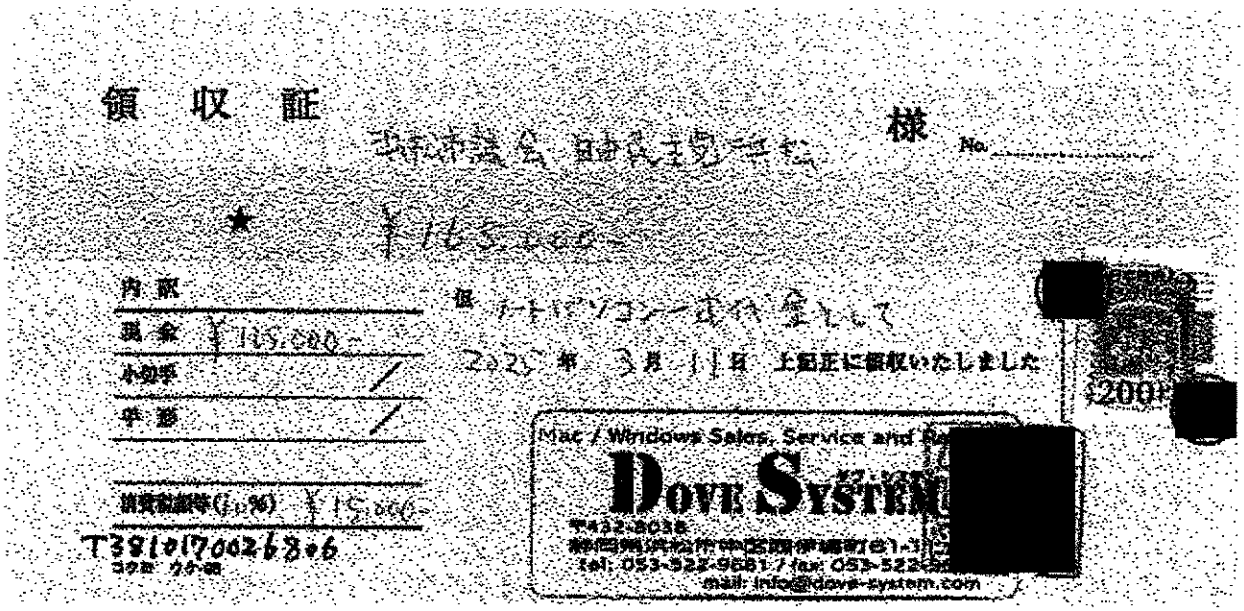
登録番号：T1011101015050

	ご請求ご内訳	期間／適用日	数量／数値	単価	金額（税抜）	税率
1	トータルサービス料金	2025/01/01-2025/01/31				40,261
2	基本ページ	1ポイント　3000ポイント	2078	1.80	3740	
3	フルカラー	1ポイント　3000ポイント	2435	15.00	36525	
4	ご使用台数		4513			
5						
6	【代金(料金合計)】					40,261
7	【消費税および地方消費税(10%)】					4026
8	【今回ご請求額】					44,287
9						
10	※ご利用機種/機械番号 DocuCentre-VI C2373 PFS 5N4124					
11	今回 / 前回 / テスト / ミス	2025/01/01-2025/01/31				
12	1(1353501 / 1345536 / 0 / 8)					
13	2(/ / /)					
14	3(111716 / 1106139 / 0 / 13)					
15						
16	※ご利用機種/機械番号 DocuCentre-VI C2371 PFS 1Z0677					
17	今回 / 前回 / テスト / ミス	2025/01/01-2025/01/31				
18	1(3031628 / 3006878 / 0 / 13)					
19	2(/ / /)					
20	3(1873272 / 1861141 / 0 / 13)					

15201 01008 07A　0000 01008 07A 11 1 2
31 0205 01 0A0 510 INK 0000 1/1 001 0　PST
11903030 5202378 T300571074 P300389009 3300219823 T300571074
01　3 002556 1

事務所用

00301



領収証

様 No.

★ ¥165,000-

内訳

現金 ¥165,000-

小切手 /

手形 /

消費税額等(5%) ¥15,000-

T3810170026306

但 ノートパソコン一式代金として

2023年 3月 11日 上記正に領収いたしました

¥200

Mac / Windows Sales, Service and

DOVE SYSTEM

御見積書

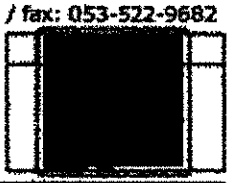
No. 6721
2025年3月9日日曜日

露木　　様

案件名 Lenovo 13.3型液晶搭載ノートPC（メモリ 16GB、SSD 512G ）MS Office無し

下記の通りお見積もり申し上げます。

DOVE SYSTEM ダブ・システム
登録番号：T3810170026806
〒432-8038
静岡県浜松市中央区西伊場町61-11 2F
tel: 053-522-9681 / fax: 053-522-9682
代表 和田 隆二



お見積金額　　￥165,000 (税込)

税抜き合計金額 ¥150,000　消費税 10% ¥15,000

内 容	数量	単価	金額	備考
Lenovo ThinkPad L13 Gen 4 AMD 13.3型ディスプレイ ※1	1	130,800	130,800	21FQS28J00
Windows PCセットアップ技術費 ※2	1	10,000	10,000	
Microsoft Officeセットアップ他追加設定一式	1	12,000	12,000	
特別調整額	1	-2,800	-2,800	
		小計	150,000	
		消費税対象額小計	150,000	
		消費税（税率 10%）	￥15,000	
		見積額 （税込）	￥165,000	

備考　※1 13.3型 IPS液晶 WUXGA (1920x1200 非光沢) / AMD Ryzen 5 PRO 7530U 2GHz 6コア / 16GBメモリ / 512GB SSD / 光学ドライブ無
幅x高さx奥行：305x17.23x218 mm / 重量：1.31 kg / Microsoft Office無し / Windows 11 Home 64bit
カラー：ブラック / 駆動時間：JEITA Ver2.0：12.6時間 / HDMIx1、USB3.2 Gen1x2、USB3.2 Gen2 Type-Cx2 / AMD Radeon グラフィックス
※2 Windows 11初期セットアップ：ローカルアカウント作成、Windows Update実施、ネットワーク設定、メールアカウント設定、プリンター設定他

00302

支払証明書

		百万	十万	万	千	百	十	円
金　額					¥	2	7	0

但し 法制化に関するアンケート回答書　郵送切手【定形外１通】代金として

切手代【@140円×1枚＋@120円×1枚＋@10円×1枚】
浜松市中区元城町103-2
ファミリーマート 浜松市役所／S店

FamilyMart
浜松市役所／S店
静岡県浜松市中央区元城町１０３番地の２
電話：053-450-0550

2025年 3月14日（金）14:32
ﾚｼﾞ 1-7360　　責No.001

領　収　証

切手　１４０円	¥140非
切手　１２０円	¥120非
切手　　１０円	¥10非
合　計	¥270
お 預 り	¥1,000
お　釣	¥730

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 3 月 14 日

代表者名　倉 田　清一 [redacted]

合計請求書

No.

お客様コード No. [redacted]

(発行日 25 年 2 月 28 日)

430-0946

静岡県浜松市中央区元城町１０３番地の２

自由民主党浜松　　様

TEL: 053-457-2495　　FAX: 053-457-2494

T9080402007486

有限会社 マックオーエー [redacted]

〒433-8122浜松市中央区上島[redacted]２２号

TEL [redacted]-2102

FAX:053-475-2108

振込先

静岡銀行上島支店　　当座 No. 305575

浜松磐田信用金庫上島支店　当座 No. 000510

※恐れ入りますが、振込手数料はお客様にてご負担下さい。

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。（25 年 2 月 28 日 締切分）　〔伝票枚数： 4 枚〕

前回請求額	入金額	調整額	差引繰越金額	売上額	消費税額等	今回請求額
				19,920	1,992	21,912

摘要

10%分課税対象額	19,920	税10%分	1,992
8%軽分課税対象額	0	税8%軽分	0
非課税等対象額	0		

0030

領収書

No. _____

自由民主党浜松[redacted]　様　[redacted]年 3 月 14 日

金額　¥21,912-

内訳

税率		
10%	金額(税抜・税込)	¥19,920-
	消費税額等	¥1,992-
税率	金額(税抜・税込)	
%	消費税額等	

現金	／		
小切手			

但 クリアホルダー他 事務用品代として

上記正に領収いたしました

オフィス用品 事務機器

有限会社 マックオーエー

〒433-812[redacted]２２号

浜松市中[redacted]

TEL [redacted]2(代)

FAX [redacted]3

インボイス登録番号：T9-0804-0200-7486

〈内訳〉

クリアホルダー（A4・100枚）　@1360円 × 2p = 2,720円

スーパーハードホルダー（3山 黄・赤・緑・橙色）各1箱 @3000円 × 4箱 = 12,000円

リングファイル（D030J-青色）　@295[0]円 × 1箱 = 2,950円

ホワイトボードマーカー（中字・BGBR-08）各5本 @90円×5本×5色 = 2,250円

（10%）TAX　1,992円

（2月分）合計21,912円

c0304

支払証明書

		百万	十万	万	千	百	十	円
金　額					¥	1	4	0

但し　事務書類（日本年金機構宛）切手　代金として

浜松市中区元城町 103-2　　ファミリーマート浜松市役所／S店

切手代　@140 円×　1 通〔定形外〕

FamilyMart
浜松市役所／S店
静岡県浜松市中央区元城町１０３番地の２
電話：053-450-0650

2025年 3月17日（月）10:11
ﾚｼﾞ 1-8090　　責No. 013

領　収　証

切手　１４０円	¥140非
合　計	¥140
お 預 り	¥140
お　釣	¥0

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年　3　月 17 日

代表者名　　倉　田　　清　一　[redacted]

00305

支払証明書

		万	千	百	十	円
金　額		¥	2	3	5	6

但　パソコン外付け用 無線LANアダプター 代金として

3/25　浜松市中区中央１丁目３−21
(株)ヤマダ電機
テックランド浜松中央店

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 3 月 26 日

代表者名　倉田　清一 [redacted]

YAMADA

株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町１−１
https://www.yamada-denkiweb.com
登録番号：T2070001036729
テックランド浜松中央店
０５３−４５０−６３６３
御来店誠にありがとうございます
ケイタイdeラクラク会員募集中！

領収証兼明細書
No.0270-409-165221　[現金
2025/03/25 17:21
レジ担当 [redacted]
販売担当
会員No

1268690019 WIU2433DMS　433
ムセンコウ　1:持帰　外10
¥2,255
会員値引対象（５％）　-¥113
9006108017 カインネビ ｷﾁｷｮｳ　ZZZ
データシュウケイ 1:持帰　外10
¥0
会員値引額計　-¥113
小計　¥2,142
＋消費税
税込計　¥2,356
ポイント値引　0P
合計　¥2,356
（内消費税　¥214）

10%対象　¥2,356
（内消費税　¥214）

現金　¥2,356
お預り　¥10,000
お釣り　¥7,644

ポイント会員No [redacted]
前回累計ポイント数　495P
値引ポイント数　0P
今回ポイント数　0P
累計ポイント数　495P

0270409165221B

商品の返品につきましては必ずこのレシートとポイントカード（お持ちのお客様）をお持ち下さい。お持ちでないと返品が出来ません。

印紙税申告納付につき省略
税務署承認済

ヤマダ 税理

【お問合せレシート番号】
０２７０−４０９−１６５２２１

00306

支払証明書

		百万	十万	万	千	百	十	円
金　額				¥	5	5	0	0

但し　2月分　インターネット回線 利用料 として

浜松市中央区佐鳴台一丁目 11−27
ウィンディ
浜松ケーブルテレビ(株)

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 3 月 26 日 引落

代表者名　倉田 清一 [redacted]

料金後納
郵便

※開封前に宛名をご確認ください。
お受取り人と異なる場合は、開封せず下記お問合先までご連絡ください。

430-8652
浜松市中央区元城町１０３－２

浜松市議会　自由民主党浜松　様

002153#

親展　ご利用料金のお知らせ

1342

お客様番号 [redacted]

ご利用料金のお知らせ

日頃は弊社サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の金額をご指定のお支払方法より振替（決済）させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	５，５００円(税込)
お引落日	２０２５年　３月２６日
金融機関名	静岡銀行
支店名	[redacted]
種別	
口座番号	
口座名義	

発行日 2025年　3月 12日現在　1／　1頁

内訳	金額	期間等
【NBT】		
ライトプランスーパープレミアム	5,500	2025年02月
合計	5,500	

ウィンディ
浜松ケーブルテレビ株式会社
〒432-8021
静岡県浜松市中央区佐鳴台一丁目11番27号
TEL 0120-80-6170
営業時間 9:30～17:30
ウィンディ　検索
※本状の有効行はいたしかねますので、ご了承ください。

00307

支払証明書

		百万	十万	万	千	百	十	円
金　額		¥	1	6	8	1	0	2

但し　①3/11 ノートパソコン（NEC LAVIE ）　169,800 円
②上記クレジット支払いにつき ポイント分相当額減額　▲ 1,698 円

代金　として

Amazon.co.jp

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 3 月 26 日

代表者名　倉田　清一 [redacted]

amazon.co.jp

003071

注文番号[redacted]の領収書（再発行）

このページを印刷してご利用ください。

浜松市議会 自由民主党浜松

再発行日：2025年3月23日
注文日：2025年3月11日
Amazon.co.jp 注文番号：[redacted]
ご請求額：￥169,800

2025年3月12日に発送済み

注文商品	価格
1 点【Amazon.co.jp限定】NEC LAVIE 国内生産 ノートパソコン 23型N15 Slim 15.6 型 Core i7-1355U メモリ16GB SSD256GB MS Office 2021搭載 Windows11 バッテリー駆動13.7時間 重量1.65kg ブラック	￥169,800

販売: アマゾンジャパン合同会社

コンディション: 新品

お届け先住所:
花井和夫
431-3113
静岡県 浜松市東区大瀬町1629

配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:
[redacted]
一括払い

請求先住所:
花井和夫
431-3113
静岡県 浜松市東区大瀬町1629

クレジットカードへの請求

商品の小計:	￥169,800
配送料・手数料:	￥0
注文合計:	￥169,800
ご請求額:	￥169,800
[redacted]: 2025年3月12日:	￥169,800

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 ©1996-2025, Amazon.com, Inc. and its affiliates

トップへ戻る

日本語 | 日本 | ヘルプ・サポート

利用規約 | プライバシー規約 | パーソナライズド広告規約 | 安全規約 | 特定商取引法に基づく表示
© 1996-2025, Amazon.com, Inc. またはその関連会社

00308

支払証明書

		百万	十万	万	千	百	十	円
金　額			¥	2	2	6	7	2

但し　会派室内　無線ＬＡＮ　３月分　回線使用料金　として

東京都江戸川区一之江2-10-3
（株）Link　Life

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 ７ 年 ３ 月 ２７ 日　引落

代表者名　倉田　清一[redacted]

[redacted]

差出人: 株式会社Link Life お支払窓口 <registration@m.linklife.co.jp>
送信日時: 2025年3月19日水曜日 16:03
宛先: [redacted]
件名: 【Link Life】3月ご利用分のご請求および口座振替のご案内

平素は弊社サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
3月ご利用分のご請求金額をご案内いたします。

ご利用料金のお支払いは、毎月27日（金融機関が休業日の場合、翌営業日）に、ご指定いただいております金融機関の口座より自動振替いたします。
26日までにお引き落とし口座へのご準備をお願いいたします。

なお、ご契約後、初回のお引落しの方は、契約月日割月額と翌月月額の合算となっております。

※お支払日はご登録いただきました口座により異なります。
詳しい引落日に関しましては、下記URLにてご確認をお願い致します。
http://www.lifecard.co.jp/card_annai/koza/

■ご請求予定金額
お支払い日：当月27日 もしくは 翌月3日
お支払い方法：口座振替
引き落とし名義：[redacted]
ご請求予定金額：22,672円

※口座振替日が金融機関の休業日（土曜・日曜・祝日）にあたるときには、翌営業日が振替日となります。
※お引き落としが掛からなかった場合、回線が停止される場合がございます。
予めご了承ください。
※お引き落としの結果の可否に関しては、翌月16日に下記窓口までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

今後も皆様のご期待に沿えるよう邁進してまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。
末永くご利用いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

※本アドレスは送信専用となっております。ご返信いただけませんのでご了承ください。
◇――――――――――――――――――――――――――
株式会社Link Life 口座登録窓口
TEL：0120-878-008
営業日：月～土
営業時間：11:00～18:00
※年末年始12/28-1/3、施設休館日を除く
――――――――――――――――――――――――――◆

お客様コードNo. [redacted]

合計請求書

No

(発行日 25 年 3 月 31 日)

〒430-0946
静岡県浜松市中央区元城町１０３番地の２

自由民主党浜松　　様

TEL: 053-457-2495　FAX: 053-457-2494

T9080402007486
有限会社 マックオーエー
〒433-8122浜松市中央区上島[redacted]２２号
TEL[redacted]2102
FAX:053-475-2108

振込先
静岡銀行上島支店　当座 No. 306575
浜松磐田信用金庫上島支店　当座 No. 000510
※恐れ入りますが、振込手数料はお客様にてご負担下さい。

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。（25 年 3 月 31 日 締切分）　（伝票枚数： 3 枚）

前回請求額	入金額	調整額	差引繰越金額	売上額	消費税額等	今回請求額
				14,470	1,447	15,917

摘要	10%分課税対象額	14,470	税10%分	1,447
	8%軽分課税対象額	0	税8%軽分	0
	非課税等対象額	0		

00309

領収書

No

自由民主党浜松　様　令和7年3月31日

金額							
		¥	1	5	9	1	7 -

内訳

税率 10%	金額(税抜・税込)	¥14,470-	
	消費税額等	¥1,447-	
税率 %		金額(税抜・税込)	
	消費税額等		
現金			
小切手			

但 クリアホルダー他事務用品代
上記正に領収いたしました

オフィス用[redacted]事務機器
有限会社 マックオーエー
〒433-812[redacted]２２号
浜松市中[redacted]
TEL[redacted]2102
FAX[redacted]2108
インボイス登録番号：T9-0804-0200-7486

〈内訳〉

クリアーホルダー	(A4 100枚)	@1,360円×2P	= 2,720円
付箋	(S/V パステル 75×50mm)	@1,590円×1P	= 1,590円
〃	(S/V 混色 75×75mm)	@1,950円×1P	= 1,950円
〃	(3M 75×14mm)	@1,620円×1P	= 1,620円
テプラPROテープ	(SR9Kキングジム5m)	@5,100円×1箱	= 5,100円
用紙	(A3. エレコム スーパーファイン紙)	@1,490円×1P	= 1,490円
		TAX(10%)	= 1,447円
		合計	15,917円

00310

支払証明書

		百万	十万	万	千	百	十	円
金　額			¥	5	8	1	5	2

但し　2月分　コピー代金　として

2／1 ～ 2／28　　6，914枚

富士フイルム ビジネスイノベーションジャパン株式会社

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年　3 月　31 日 引落

代表者名　倉田　清一 [redacted]

〒 430-0946
浜松市中央区元城町１０３－２

浜松市議会　自由民主党浜松
御中

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

〒530-0005
大阪市北区中之島３丁目２番１８号
住友中之島ビル　１０Ｆ

富士フイルムサービスクリエイティブ
事務サービス部

TEL:0120-069-840　（　002746）
FAX:0120-497-002

00027746#

お問合せ番号：[redacted]

お支払約束日	2025年03月31日
お支払方法	口座振替
金融機関名	静岡銀行
本・支店名	[redacted]
預金種目／口座番号	
指定口座名	上記、お支払約束日に口座より引落しさせて頂きます。

【ご案内】請求・支払いについてのお問い合わせやご依頼をWEBで受付しています。"JMFAQ"で検索するとアクセスいただけますので、ぜひご利用ください。
https://www.fujifilm.com/fb/support/callcenter/seikyu

備考：

FUJIFILM　請　求　書

発　行　日：2025年03月03日
請求書番号：850228-0090090

浜松市議会　自由民主党浜松
様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン[redacted]

今回ご請求額　58,152円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号[redacted]　電話：0120-069-840

登録番号：T1011101015050

	料金項目／摘要	期間／通信No.	数量／数量	単価	金額［円］	税額［円］
1	トータルサービス料金	2025/02/01-2025/02/28				52866
2	白黒ページ	1ｶｳﾝﾄｰ　3000ｶｳﾝﾄ	3000	1.30	3900	
3		3001ｶｳﾝﾄ 以上	833	1.60	1332	
4	フルカラー	1ｶｳﾝﾄｰ　3000ｶｳﾝﾄ	3000	13.00	39000	
5		3001ｶｳﾝﾄ 以上	81	14.00	1134	
6	ご使用合計		[redacted]			
7						
8	【税金/料金合計】					52866
9	【消費税および地方消費税(10%)】					5286
10	【今回ご請求額】					58152
11						
12	ご利用機種/機械番号:DocuCentre-VII C3373 PFS 534484					
13	今回 / 前回 / テスト / ミス	2025/02/01-2025/02/28				
14	1 [redacted]					
15	2 [redacted]					
16	3 [redacted]					
17						
18	ご利用機種/機械番号:DocuCentre-VII C3371 PFS 530977					
19	今回 / 前回 / テスト / ミス	2025/02/01-2025/02/28				
20	1 [redacted]					
21	2 [redacted]					
22	3 [redacted]					
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

15201 01008 07A　0000 01008 07A 11 1 2　11903030 5202378 T300571074 P300389009 3300219823 T300571074
28 0305 01 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0　PST　01　3 002746 1

WIF601

00311

支払証明書

		百万	十万	万	千	百	十	円
金額				¥	7	3	4	6

但し　①5／26　浜松市中央区中郡町 1190　(株)ナフコ 浜松東店
用紙代　1,496 円

②12／16　浜松市中央区中郡町 1190　(株)ナフコ 浜松東店
ファイル代　3,980 円

③2／28　浜松市中央区佐藤 2-8-11　パッケージプラザ 浜松東店
封筒代　1,870 円

代金として

【領収書 3 件 裏面添付】

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 3 月 31 日

代表者名　倉田　清一 [redacted]